

第1編 総論

I 概況

子育て支援については、子ども・子育て支援に関する総合的な計画である「第二期鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、待機児童解消に向けた保育所・児童クラブの整備や児童虐待対応の体制強化など、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育て支援に取り組んでいる。

また、共通の趣味を通じた婚活イベント等を開催し、男女の出会いの場を提供するなど、結婚支援の充実を図っている。

II こども未来局当初予算（歳出）（令和3年度）

一般会計

(単位：千円)

		3年度(A)	2年度(B)	増減率(A/B)	3年度構成比
民 生 費	障害者福祉費	23,703	26,837	△ 11.7 %	0.1 %
	障害者自立支援費	23,703	26,837	△ 11.7 %	0.1 %
	児童福祉費	44,866,779	44,567,560	0.7 %	99.9 %
	児童福祉総務費	5,918,169	6,261,253	△ 5.5 %	13.2 %
	児童措置費	33,955,680	33,550,154	1.2 %	75.6 %
	保育所費	1,101,715	1,144,179	△ 3.7 %	2.5 %
	幼稚園費	138,946	134,777	3.1 %	0.3 %
	母子福祉費	3,752,269	3,477,197	7.9 %	8.4 %
	合計	44,890,482	44,594,397	0.7 %	100.0 %
一般会計		266,154,000	277,111,000	△ 4.0 %	
一般会計に占める割合		16.9%	16.1%		

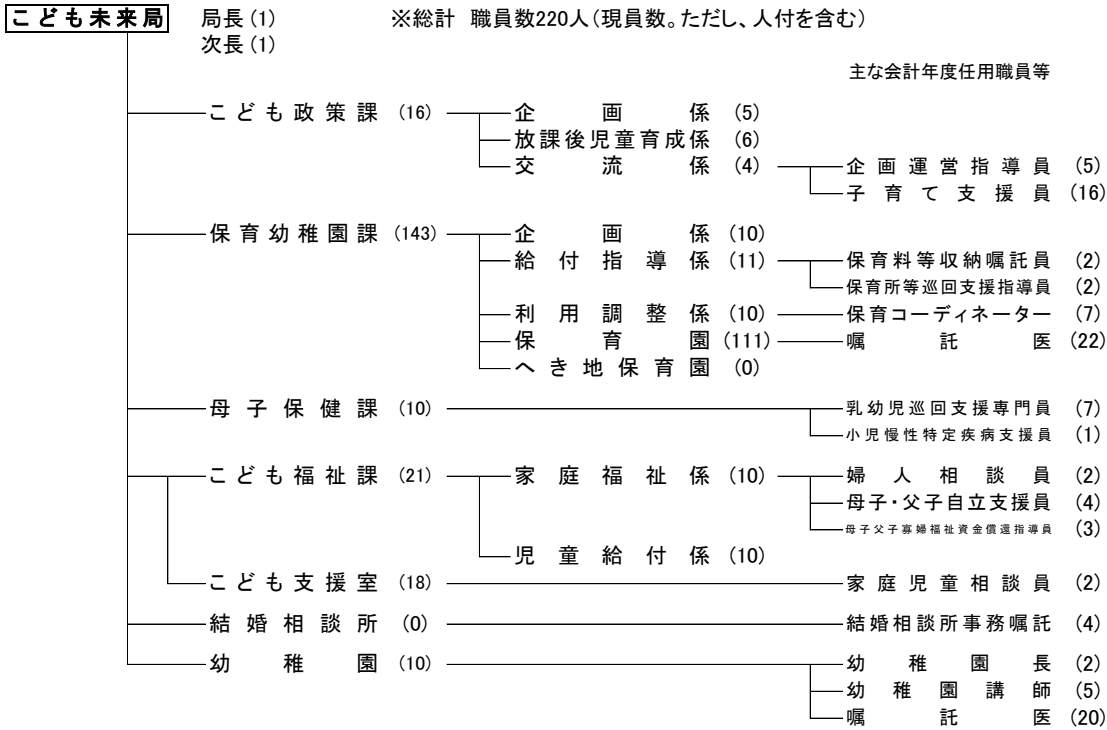
特別会計

(単位：千円)

	3年度(A)	2年度(B)	増減率(A/B)
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	56,300	56,000	0.5 %
合計	56,300	56,000	0.5 %

Ⅲ こども未来局組織機構

令和3年4月1日現在



IV こども未来局事務分掌

こども政策課

企画係

- (1) 局及び課に属する庶務並びに局内事務の連絡調整に関する事。
- (2) こども施策に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) 子育て支援の推進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 少子化対策に関する事。
- (5) 結婚相談所に関する事。
- (6) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事。
- (7) 予算経理に関する事。
- (8) 公印の保管に関する事。

放課後児童育成係

- (1) 放課後児童健全育成の施策に関する事。
- (2) 児童クラブの施設整備に関する事。
- (3) 子育て支援の推進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。

交流係

- (1) 子育て支援の推進に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (2) すこやか子育て交流館に係る総合的な企画及び調整に関する事。
- (3) すこやか子育て交流館の管理運営に関する事。
- (4) すこやか子育て交流館の使用許可及び使用料の徴収に関する事。
- (5) 子育てに関する活動を行う団体等の育成及び支援に関する事。
- (6) 親子つどいの広場に関する事。
- (7) 児童福祉施設に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (8) 子育て支援に係る軽易な届出等の受付事務に関する事。
- (9) 公印の保管に関する事。

保育幼稚園課

企画係

- (1) 保育所、幼稚園及び認定こども園に係る企画並びに調整に関する事。
- (2) 保育所及び認定こども園の施設整備並びに認可・認定等に関する事。
- (3) 社会福祉法人等の設立認可に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 市立保育所及び市立幼稚園に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) ちびっこ広場に関する事。
- (6) 予算経理に関する事。
- (7) 公印の保管に関する事。
- (8) その他課に属する庶務に関する事。

給付指導係

- (1) 子ども・子育て支援法に係る給付に関する事。
- (2) 特定教育・保育施設の確認及び確認監査に関する事。
- (3) 特定教育・保育施設等における食事に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (4) 地域子ども・子育て支援事業に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) 私立保育所及び幼稚園等に係る補助に関する事。
- (6) 認可外保育施設に関する事。
- (7) 保育料及び児童福祉施設徴収金に関する事。

利用調整係

- (1) 教育・保育給付認定等に関する事。
- (2) 保育に係る利用調整に関する事。
- (3) 保育の実施等に関する事。

保育園（所）（保育所 11 か所、へき地保育所 1 か所）

- (1) 乳幼児（黒神保育園にあっては幼児）の保育に関する事。
- (2) 保育状況その他園（保育所にあっては所）の業務報告に関する事。
- (3) 公印の保管に関する事。
- (4) 園（保育所にあっては所）に属する庶務に関する事。

母子保健課

- (1) 母子保健に係る連絡調整に関する事。
- (2) 母性及び乳幼児の保健指導に関する事。
- (3) 母体保護に関する事。
- (4) 育成医療に関する事。
- (5) 予算経理に関する事。
- (6) 公印の保管に関する事。
- (7) その他課に属する庶務に関する事。

こども福祉課

家庭福祉係

- (1) 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する事。
- (2) 児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関する事。
- (3) 市民福祉手当に関する事（遺児等修学手当に限る。）。
- (4) 社会福祉法人の設立認可等に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。
- (5) 母子生活支援施設、助産施設等の設置認可等に関する事。
- (6) 母子生活支援施設、助産施設等の施設整備に関する事。
- (7) 母子保護の実施及び助産の実施に関する事。
- (8) 婦人保護更生に関する事。
- (9) その他児童福祉並びに母子、父子及び寡婦家庭の福祉に関する事。
- (10) 予算経理（こども支援室に係るものを含む。）に関する事。
- (11) 公印の保管（こども支援室に係るものを含む。）に関する事。
- (12) その他課に属する庶務（こども支援室に係るものを含む。）に関する事。

児童給付係

- (1) 児童手当に関する事。
- (2) こども医療費助成に関する事。
- (3) 母子・父子家庭等医療費助成に関する事。

こども支援室

- (1) 児童虐待防止に関する事。
- (2) 子ども家庭総合支援拠点及び児童相談所の設置に関する事。

結婚相談所

- (1) 結婚の紹介、あっ旋に関する事。
- (2) 健全な婚姻思想の普及に関する事。
- (3) その他結婚相談に関する事。

幼稚園

- (1) 幼稚園に関する事（他の所掌に係るものを除く。）。